住所　兵庫県姫路市飾磨区中島629番地１
朴智也　昭和56年２月８日生
住所　大阪市北区長柄中１丁目５番２号
高裕榮　昭和44年８月18日生
住所　大阪市浪速区湊町２丁目２番10―3302号
姜茂賢　昭和50年７月29日生
住所　大阪府河内長野市市町708番地１
文雄一　昭和45年８月10日生
住所　堺市堺区出島海岸通４丁２番16号
李榮子　昭和18年４月23日生
住所　大阪市生野区新今里７丁目12番６号
金哲夫　昭和20年10月２日生
住所　大阪市生野区林寺２丁目25番24号
梁瓊夫　昭和34年４月25日生
安知永　昭和39年７月11日生
梁紗也　平成２年６月15日生
梁裕士　平成４年12月17日生
住所　大阪市中央区上町１丁目15番15―506号
林信助　昭和47年６月５日生
住所　大阪市生野区新今里７丁目17番24号
李数人　昭和54年５月３日生
住所　大阪市生野区桃谷２丁目12番17号
金正夫　昭和29年９月30日生
吳福美　昭和30年４月15日生
金政勲　昭和55年７月16日生
金里沙　昭和61年２月15日生
住所　大阪府東大阪市日下町７丁目８番６号
全有里　昭和51年１月29日生
住所　大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―318号
全照子　昭和57年５月21日生
住所　東京都品川区東五反田４丁目３番15号
朴**嶺**永　昭和45年10月30日生
住所　東京都新宿区上落合１丁目18番５―905号
柳貴之　昭和47年８月11日生
住所　東京都世田谷区野毛１丁目10番３号
洪圭貴　昭和58年９月20日生
住所　京都府久世郡久御山町佐山北代２番地85
張益洙　昭和15年１月16日生
金年子　昭和22年１月２日生
住所　京都府舞鶴市字円満寺147番地１
許一雄　昭和46年１月12日生
住所　京都府福知山市字前田2331番地
金貞姫　昭和34年９月３日生
住所　京都市中京区西ノ京馬代町14番地２
金大先　昭和51年12月２日生
住所　京都市右京区西京極葛野町17番地４
安泰志　昭和29年５月５日生
鄭晶子　昭和29年６月22日生
安聡碩　昭和59年１月30日生
安暢碩　昭和60年11月８日生
安美香　昭和62年８月23日生
住所　京都市南区西九条東比永城町14番地16
許富子　昭和28年10月18日生
住所　京都市南区吉祥院這登東町41番地
鄭英雄　昭和43年３月４日生
住所　京都市伏見区過書町785番地
郭隆輝　昭和59年12月15日生
住所　京都市伏見区深草西川原町28番地
朴力人　昭和58年６月29日生
住所　京都市伏見区醍醐南西裏町10番地159
金千恵　昭和52年７月22日生
住所　京都市伏見区深草平田町32番地14
崔雲煥　昭和21年５月４日生
張奈津子　昭和25年６月22日生
崔康仁　昭和49年11月21日生
住所　三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和5014番地16
崔貴志　昭和51年３月27日生
住所　京都市右京区西院四条畑町５番地10
秋基**煐**　昭和６年12月14日生
住所　京都市西京区桂上野東町183番地
李成文　昭和31年12月６日生
住所　京都市上京区今出川通堀川西入西船橋町332番地
趙友香　平成２年４月16日生
住所　東京都練馬区上石神井２丁目23番５号
柳**尙**徳　昭和58年２月19日生
住所　三重県桑名市多度町柚井1708番地４
李照美　昭和35年２月23日生
金亞沙美　昭和57年６月６日生
住所　東京都世田谷区成城３丁目２番14号
柳陽順　昭和34年６月30日生
趙麻美　昭和59年11月17日生
住所　東京都文京区西片２丁目８番６号
金幸男　昭和30年７月21日生
李仁美　昭和34年２月12日生
金亜由　平成元年３月４日生
金汐美　平成２年12月26日生
住所　東京都墨田区墨田１丁目４番５―505号
李慈恵　昭和63年12月21日生

○外務省告示第五百二十四号

昭和三十年四月十一日にワシントンで作成された「国際金融公社協定」の一部は、同協定第七条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成五年四月二十八日に効力を生じた。

（平成五年一月二十七日付け国際金融公社官房長代行書簡）

平成二十二年十二月二十七日

外務大臣　前原　誠司

1　第二条第二項(c)(ii)を次のように改める。

(c)(ii)　その他の場合には、総投票権数の五分の四の多数決による。

2　第七条(a)を次のように改める。

(a)　この協定は、総務の五分の三の多数であつてその行使する投票権数が総投票権数の八十五パーセントであるものによる表決をもつて改正することができる。

○外務省告示第五百二十五号

セントビンセント及びグレナディーン諸島政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十二年十一月十二日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よつて、同条約は、平成二十三年二月十二日にセントビンセント及びグレナディーン諸島について効力を生ずる。

（平成二十二年十一月十二日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十二年十二月二十七日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第五百二十六号

平成二十二年十二月十二日にカブールで、感染症病院建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　感染症病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十六億四千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　廣木重之在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　エクリル・アハマズ・ハキミ外務副大臣

平成二十二年十二月二十七日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第五百二十七号

平成二十二年十二月十日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億八千百万円

3　署名者

日　本　側　植澤利次在ナイジェリア大使

国際連合児童基金側　スオミ・サカイ在ナイジェリア事務所代表

平成二十二年十二月二十七日

外務大臣　前原　誠司

○財務省告示第四百十二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

九州財務局の項中「熊本県熊本市二の丸一―一」を「熊本県熊本市春日二―十一―一」に改める。

○財務省告示第四百十三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

九州財務局の項中「熊本県熊本市二の丸一番二号」を「熊本県熊本市春日二丁目十番一号」に改める。

○農林水産省告示第二千二百九十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成十五年十一月二十日農林水産省告示第千八百九十五号（遠洋かつお・まぐろ漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から施行する。

平成二十二年十二月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表第一項中「南緯四十度」を「南緯五十度」に、「北緯四十度」を「北緯五十度」に改める。